

ご存知ですか？



ナスバの被害者援護 自動車事故でお困りの方へ

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**※を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご活用ください。

在宅介護への支援 (介護料の支給等)



詳しい内容はこちら



自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に**介護料を支給**し、**訪問して介護相談**を行うとともに、介護料受給者等の**交流会**を実施しています。

脳損傷の治療と看護を行う ナスバ療護施設



詳しい内容はこちら



自動車事故により脳を損傷し重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、**適切な治療と看護**を行う専門の**ナスバ療護施設（病院）**を、全国11力所で運営しています。

交通遺児等への 無利子貸付と「友の会」



詳しい内容はこちら



中学校卒業までの交通遺児等の方への**無利子の生活資金貸付**のほか、**友の会を運営**し、**もの作り体験、観劇等**のレクリエーション活動等を行っています。

ナスバ交通事故被害者 ホットライン



詳しい内容はこちら

ナスバ交通事故 被害者ホットライン

0570-000738

* 一部のIP 電話からは 03-6853-8002 をご利用いただけます。

お困りごとの内容に応じて、**無料でご相談いただける窓口**をご案内いたします。
最寄のナスバ支所等の**連絡先**も**ご案内**いたします。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）と国土交通省は、自賠責保険料をもとに、自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを行っています。

ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。



ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

ナスバ

検索

※自動車事故を原因として重度後遺障害を負われた方、介護にあたるご家族、保護者を失った生活困窮家庭の児童などの方々です。

ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)の 介護料受給資格認定フロー

受給対象となる人

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方

自動車事故が原因

はい

いいえ

自賠責保険等において
後遺障害等級が認定されている

介護料の受給対象に
なりません

はい (自賠責保険対象)

いいえ (自賠責保険対象外)

★自賠法施行令別表第一の

**第1級1号、第1級2号
第2級1号、第2級2号**
に認定されている

※平成14年3月31日以前(同別表改正以前)に事故にあわれた方は以下の最寄り支所までご確認ください。

後遺障害認定通知書を
紛失した

後遺障害等級は
認定されていない

はい

はい

1. ★と同程度の障害を受けたと
認められる
2. 事故後18ヶ月以上が経過し、
症状が固定したと認められる

介護料の受給対象に
なりません

介護料の受給対象に
なりません

はい

いいえ

はい

いいえ

介護料を受給できる可能性があります。
詳しくは、以下の最寄り支所までお問い合わせ下さい。

ナスバの介護料支給のご案内

支給額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。

下限額に満たない場合は一律下限額を支給します。

受給資格種別	支給額 (月額)			
特Ⅰ種	(下限額)	85,310円～	(上限額)	211,530円
Ⅰ種	(下限額)	72,990円～	(上限額)	166,950円
Ⅱ種	(下限額)	36,500円～	(上限額)	83,480円

※次のような方は支給が停止される場合があります。

主に生計を維持する方の前年の合計所得金額が一定額を超えると認められるときは、その年の9月から翌年8月までの間は支給が停止される場合があります。

注意：以下のような方は支給対象外となります。

○次のような方は支給対象者となりません。

- ・介護保険法、労災保険法など他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている方
- ・ナスバの療護施設へ入院している方
- ・他の法令に基づく施設に入所している方等

※この他詳しい手続きやその他の支給できない条件などは、最寄りの支所までお問い合わせください。

支所の連絡先

支所等	電話番号	支所等	電話番号
札幌主管支所	011-218-8155	三重支所	059-350-5188
函館支所	0138-88-1007	福井支所	0776-22-6006
釧路支所	0154-32-7021	大阪主管支所	06-6942-2804
旭川支所	0166-40-0111	京都支所	075-694-5878
仙台主管支所	022-204-9902	兵庫支所	078-271-7601
福島支所	024-522-6626	滋賀支所	077-585-8290
岩手支所	019-652-5101	奈良支所	0742-32-5671
青森支所	017-739-0551	和歌山支所	073-431-7337
山形支所	023-609-0550	広島主管支所	082-297-2255
秋田支所	018-863-5875	鳥取支所	0857-24-0802
新潟主管支所	025-283-1141	島根支所	0852-25-4880
長野支所	026-480-0521	岡山支所	086-232-7053
石川支所	076-239-3207	山口支所	083-924-5419
富山支所	076-421-1631	高松主管支所	087-851-6963
東京主管支所	03-3621-9941	徳島支所	088-631-7799
神奈川支所	045-471-7401	愛媛支所	089-960-0102
千葉支所	043-350-1730	高知支所	088-831-1817
埼玉支所	048-824-1945	福岡主管支所	092-451-7751
茨城支所	029-226-0591	佐賀支所	0952-29-9023
群馬支所	027-365-2770	長崎支所	095-821-8853
栃木支所	028-651-2701	熊本支所	096-322-5229
山梨支所	055-262-1088	大分支所	097-558-3155
名古屋主管支所	052-218-3017	宮崎支所	0985-53-5385
静岡支所	054-687-3421	鹿児島支所	099-213-7250
岐阜支所	058-263-5128	沖縄支所	098-916-4860



ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)

〒130-0013 墨田区錦糸3-2-1 アルカイスト19F

TEL 03-5608-7560

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/>

ナスバの被害者援護について、詳しい内容は右のQRコードから



ナスバ マスコットキャラクター
[ナスバちゃん]

